

みどり通信

第190号 2011. 7. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P11
● FX2活用事例	P7		



後継者塾スタート！！ 第1回(6/22)、第2回(7/4)が開催されました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

7月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、7月5日のホームページ掲載のものからです。

『第2回後継者塾・・・』

昨日夜（4日）は、当事務所主催による第2回目の後継者塾！

人間は必ず年をとりいつかは会社の経営もできない日がきてしまいます。まさに、いつか必ず訪れるのが事業承継の問題であり、多くの中小企業が悩んでいることの一つです。

中小企業庁の調査によると、「事業を後継者に承継させるにあたって何らかの障害あり」と答えた企業がなんと4割強となっていることからも明らかであります。それは、経営者の年齢の高齢化。帝国データバンクのデータによると、2009年の社長平均年齢は59歳だそうで、この平均年齢は29年連続で上昇しているとか。

会社の規模別では、

資本金10億円以上の会社社長の平均年齢は 63歳

資本金1000万円未満の会社社長の平均年齢は 58歳

とのこと。

後継者問題に加え、後継者候補がいる場合でも円滑な承継に失敗する場合があります。親の目の黒いうちは円満だった親族関係が、その死去とともに、利害の対立が起り、親族内絶縁といったような例は一般家庭でも起こっています。全国で家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割調停件数は次の通りです（最高裁・司法統計年報）。

平成元年 7,047件

平成16年 10,083件

日頃から、親族関係を円滑にしておくことが重要だと言うことは言うまでもないことですですが・・・

現在開講中の当後継者塾は、事業を承継する方または承継予定の方々に参加していただいいておりますので、幸いなことに後継者難という問題は解決済みの企業の方ば

かりです。

昨日の第2回目の講座の内容は、「後継者的心構え」「社長の仕事」について。参加者15名が3つのグループに分かれ、講義終了ごとにグループ内ディスカッションを実施。

後継者的心構え10箇条のまず第1条は、「父母の恩に感謝する」。他人（社員・取引先）への感謝もさることながら、この世で最も大恩ある人（父母）に感謝を。父母の存在なくしてこの世に生を受けることはなかった、という事実を重くみることが大事。

最後の第10条は、「社員とその家族の生活を守る」。とかくお客様第一という会社が多いようですが、お客様を感動させるような商品を創ったり、サービスを提供したりしなければならない当の社員が、自分の所属する会社に対する不平や不満・不信の気持ちを持ち続けているようでは、ニコニコ顔でのサービスを提供することなどできないというのがその理由。一番大切なものは社員の幸せ、社員とそれを支える家族の幸せを追求し実現することが、企業の最大の使命・・・・等々。

終了直後の参加者アンケートでは、

- ① 一つのテーマについていろいろな方とディスカッションできてとても良かった。
- ② 普段社長である父親と会話ができていないが、今後自分から歩み寄って話をし、父をたてていきたい。
- ③ 会社の情報をある程度オープンにすることによって社員のモチベーションを上げることとしたい。等々の嬉しいコメントを頂きました。

次回のまでの宿題は、自社の社歴表を作ること。自分の会社が今までどのようにし発展したのか、事業規模や商品・サービスがどのように変遷してきたのかなどについて、社長や社員から聞き取りをして完成させることであります。

社長とコミュニケーションとる絶好のチャンスであります！！！

後継者的心構え 10箇条

- 一、父母の恩に感謝する
- 二、状況は常に移り変わることを覚悟し、先を読む
- 三、うまくいかないことに腹を立てない（辛抱強くなる）
- 四、先代社長を立て、命をわきまえる
- 五、誠実さを失わない
- 六、努力を惜しまない
- 七、一日一回、心を静める
- 八、社会（社内）のルールを守る
- 九、公私混同をしない
- 十、社員とその家族の生活を守る

税理士 山口 昇

税務

平成23年度税制改正について

衆参ねじれ国会や震災の影響等により、長らく滞っていた平成23年度税制改正ですが、ここにきて、ようやく動きがありましたので、ご紹介させていただきます。

当初法案として提出されていた改正案を国税では、

①「現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（何としてでも6月中に成立させたい法案）と、②「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（所得税法等の一部を改正する法律案中修正）」（そうでない法案）とに2分割し、6月10日にそれぞれ国会へ提出されておりました。また、地方税もほぼ同様に2分割させて同日に国会へ提出されました。そして、①の「現下の～法律案」は、6月22日に可決・成立しました。

◇6月22日に成立した改正の内容について

今回成立した国税の法案のうち、主な重要項目は以下の通りです。

- ・中小法人に対する税率軽減の継続（本則22%→18%）
- ・雇用促進税制等政策税制の拡充
- ・寄付金税制の拡充
- ・年金所得者の申告不要制度の創設
- ・上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率の延長
- ・消費税の免税事業者要件の見直し
- ・消費税の仕入税額控除に関する95%ルールの見直し
- ・住宅取得等資金の贈与に住宅取得に先行して取得する土地が追加に
- ・罰則の強化

ご存じの方もいらっしゃるでしょうが、当初の改正法案の際に話題となった

- ・給与所得控除の上限設定
- ・法人税率の引下げ
- ・減価償却制度などの課税ベースの拡大
- ・相続税の基礎控除の引下げ

などは、この法案に記載がされていません。（ほとんどが、もう一方の②「経済社会の構造の～法律案」に記載されています。）

ただ、話題となったこれらの法案についても、決して改正をあきらめたわけではなく、今後も協議を重ねて検討していく、ということにはなんら変わりありません。

つまり、必要最低限の改正をまずはしておいて、影響が大きく協議の必要性が高い法案については、今後に先送りした形となっています。

◇消費税の免税事業者要件の見直しについて

上記の改正項目のうち、特に注意が必要となるものとして、消費税の免税事業者要件の見直しについて、概要をお知らせ致します。

消費税は、原則、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税を納めなくてもよい、免税制度が設けられています。(基準期間とは、基本的に法人は前々事業年度を指し、個人事業者は前々年を指します。)

これが今回の改正により、たとえ基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えてしまう場合には、免税制度が使えなくなり、消費税を納めなければならなくなりました。(課税売上高の金額に代えて給与等の支払合計額を代用することもできます。)

この場合の特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの間をいい、法人の場合には、基本的に前事業年度開始の日以後6ヶ月(前事業年度が7ヶ月以下である場合は前々事業年度開始の日以後6ヶ月)の期間をいいます。

つまり、今まででは、個人事業を開始した場合は2年、資本金1,000万円に満たない法人を設立した場合には2事業年度は消費税が免税となるのが常識でしたが、今後は、この常識が当てはまらないケースが出てくることとなります。

この改正は、個人事業者にあっては平成25年1月1日以後に開始するその年、法人にあっては平成25年1月1日以後に開始するその事業年度からそれぞれ適用されることとなります。(当初の法案では平成24年4月1日以後とされていましたが、多少の開始延長がなされています。) 今年や来年にすぐに影響するものではありませんが、対象となるかどうか等、事前に注意が必要です。

他の改正内容等についても隨時お知らせさせていただきますが、適用要件を満たしているか否かなど、判断が難解な内容もあるかと思います。

詳細につきましては遠慮無く、当事務所各スタッフまでお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

算定基礎届の 追加改正について

毎年4、5、6月に残業している従業員については、今年から算定基礎届について追加改正が行われました。

要件とは

- ① 4、5、6月の3ヶ月の平均報酬月額と年間前年7月～当年6月までの平均報酬月額の間に2等級以上の差が生じた場合
- ② この、2等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれていること。
- ③ さらに、その従業員が同意していることが必要です。

この①から③までの要件と届出書が必要となります。

詳細につきましては、当事務所までお問い合わせください。



経営者のための生命保険講座 第147回

今回のテーマ

無選択型終身保険について

近頃、「医師の診査なしで加入できる終身保険」を耳にされる機会が多いと思います。では、医師の診査なしで加入できる終身保険【無選択型終身保険】とは、どのような保険なのでしょうか？詳しくご紹介いたします。



もしもの時にかかる費用の負担を減らせばと思うのじゃが…
生命保険はあきらめているからなあ。



もしもの場合、葬儀費だけでも300万円以上かかるのね。
その上入院もしていたら一時的にかかる費用は思いの外大きいわ！！



そんな方のために無選択型終身保険！



対象年齢は40歳以上の方で、健康状態や年齢が高いなどの理由で保険をあきらめている方のための保険です。

ご加入時に、病歴の告知や医師の診査は必要ありません。

その分、毎月支払う保険料が割高になります。

また、保険金額はそれほど高額にはできません。
(500万円程度となります)



★無選択終身保険★消費者アンケート結果★

- 54歳男性 ○日本の保険会社にも優れた保険が出てきた！
- 60歳女性 ○入るときに告知が要らないから楽だね。
- 63歳男性 ○少し高いが、納得の保険だ。



【無選択型終身保険】のご契約年齢は、40～75歳までとしている所や、50～80歳を対象としている所など保険会社によって異なります。

具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

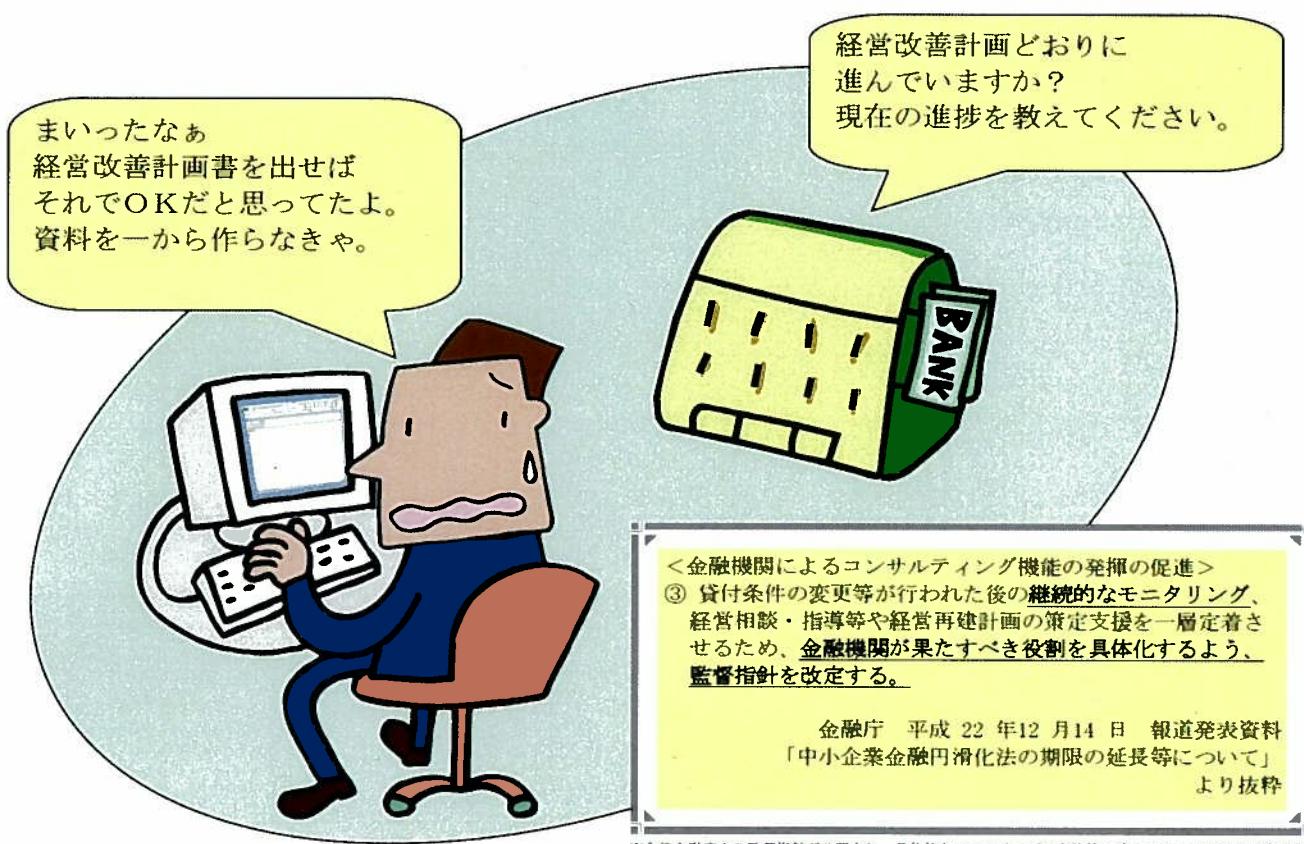
<担当:西丸保幸>

経営者の皆様へ

銀行への報告の準備は 万全ですか？

金融機関から提出を求められるのは、経営改善計画書だけではありません。金融機関には、企業から提出された経営改善計画書の通りに計画が進んでいるかどうかを継続的にモニタリングすることが求められています。

したがって、中小企業金融円滑化法の適用を受けた企業は、今後定期的に銀行から経営改善計画の進捗状況の報告を求められるようになります。



FX2(.NET版)[2011年05月版]に新しく搭載した 「銀行報告用」ボタンで準備OK!

銀行報告用

ボタンをクリックすると

銀行報告に必要な資料を選択して印刷できます。

OK!

出力する帳表の種類を銀行ごとに設計できます。

これなら銀行から資料を求められてもすぐに対応できるよ。

印刷できる報告書

- ①表紙
- ②勘定科目残高一覧表
- ③変動損益計算書
(当月・当期分析表)
- ④要約貸借対照表
- ⑤資金繰り実績表
- ⑥変動損益計算書
(部門別内訳表) (注1)
- ⑦金融機関別預貸率表 (注2)

(注1) 現在の「部門業績比較表」の名前を変更して出力します。
(注2) 現在の「銀行別預貸率表」の名前を変更して出力します。

※当機能を利用するためには会計事務所の従業MASシステムで作成した経営改善計画のデータをFX2(.NET版)に登録する必要があります。

所得補償保険

被保険者が日本国内・国外で業務上・業務外(日常生活中)を問わず身体障害(傷害または疾病)を被り、その直接の結果として就業不能になったときに、被保険者が被る損失について保険金が支払われます。

①被保険者となる要件

- 一定の業務を遂行することにより収入を得ている者で、(給与所得者、事業所得者など) 保険始期時点で満15歳以上、69歳未満の方が対象となります。
※就業不能の発生にかかわらず、得られる収入(退職年金、恩給、利子、不動産所得など)のみで生計を立てている者を被保険者にすることはできません。

②保険金をお支払いする場合

- 被保険者がケガまたは病気(あわせて身体障害といいます。)により、その直接の結果として就業不能となった場合に被る損失について保険金が支払われます。
※ケガとは　急激かつ偶然な外来事故によって被った身体の傷害をいいます。
病気とは　ケガ以外の身体障害をいいます。
- 保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として、保険期間中に就業不能が開始した場合に支払われます。
- 保険期間の初日時点ですでに被っている病気であっても、その病気が原因で初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年経過した後に初めて就業不能が開始した場合には、保険金が支払われます。

③保険金をお支払いできない場合

- 保険期間の開始時より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金は支払われません。
- 下記の事由により被った身体障害による就業不能に関しては、保険金は支払われません。
 - ①契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ③むち打ち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの　など
- 下記の事由によって被ったケガによる就業不能に関しては、保険金は支払われません。
 - ①被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ
ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ、酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
②地震、噴火またはこれらによる津波　など

詳しくは当事務所担当までご連絡下さい。

担当:星野

これからのお研修

T K C生涯研修 公開講座 講師：棚橋隆司氏 「自己資金中心の経営へ舵を切る！
企業経営の本勘定は5つ！」
燕三条ワシントンホテル 7月11日（月） 10:30～12:30

T K C生涯研修 公開講座 講師：松木 肇氏 「プラスイメージ・プラス思考になれば
誰でも目標を達成できる」
燕三条ワシントンホテル 7月11日（月） 13:30～16:30

経営計画 作成セミナー 加茂商工会議所 7月27日（水） 9:30～18:30

後継者塾 加茂商工会議所 8月23日（火） 18:00～21:00

あとがき

いよいよ節電の夏がスタートしました。
7月より工場の休日を土日から、平日に変更したり、残業を減らし、始業時間を早めたり、また、服装をクールビズに変更したりと、いろいろなところで節電対策がとられています。

我が家でも、家族の節電意識は高くなってきたと思います。廊下や部屋の電気の消灯時間が早くなりました。水洗トイレのふたをするようになりました。（ふたをすることで10%ほどの節電になるそうです。）等々・・・

わずかなことではありますが、全ての人達の意識とその積み重ねが大切だと思います。

だんだりよく仕事を終わらせ、全員一斉に定時に退社するとどれくらいの節電になるのか？当事務所でも実践したいものです。星野千香子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※ 研修のため、7月11日は午後から、13日は終日事務所が不在となります。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。



チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp